

1 生薬総則

2 **4及び5の条を次のように改める。**

- 3 4 生薬の基原は適否の判定基準とする。生薬の基原として、
4 「その他同属植物」、「その他同属動物」、「その他近縁植
5 物」及び「その他近縁動物」などと記載するものは、通例、
6 同様の成分、薬効を有する生薬として用いられる原植物又は
7 原動物をいう。
- 8 5 生薬の性状の項は、その生薬の代表的な原植物又は原動物
9 に基づく生薬について、鏡検時の数値を含め、その判断基準
10 となる特徴的な要素を記載したものである。そのうち、色、
11 におい及び溶解性については、においを適否の判定基準とす
12 ることを除き、通則の規定を準用する。また、味は適否の判
13 定基準とする。
- 14